

住まいと健康 フォーラムニュース

発行者：住まいと健康フォーラム事務局 第33号

〒108-8638 東京都港区白金台4-6-1 国立公衆衛生院 建築衛生学部 '01.2.26.

TEL 03-3441-7111 内277 FAX 03-3446-4723

2000年度 群馬フォーラム (公衆衛生学会自由集会) 報告

群馬県保健福祉部医務課 増田 さゆり

2000年10月18日、住まいと健康フォーラム：群馬フォーラム（第59回日本公衆衛生学会自由集会）が前橋市、群馬県庁11階111会議室において31名の参加のもと、開催されました。

まず、司会進行役の国立公衆衛生院の鈴木先生から、今回のテーマである「住宅行政（建てる側）と公衆衛生専門職（アフターケア側）の接点を持つ在宅ケアへの取り組み」について、群馬の現地報告から「住まいと健康」問題として広く考えてみたいという説明がありました。

その後、各報告者（4名）の紹介があり、中でもトップバッターの群馬県住宅課の小泉課長については、10年前に発行された高齢者を対象とした住まいのパンフレット『マユちゃん家』の生みの親である群馬県高齢者住宅研究会のメンバーとして紹介された点が、このフォーラム参加者の共通項に触れたように感じました。

最初の報告として、建築行政の立場から群馬県住宅課長の小泉洋一氏から、「行政にいて」と題して、住宅行政の本筋から始まり、『マユちゃん家』の制作秘話や群馬型住宅のデザイン、街づくりと住宅の関わり、そして、新群馬県庁舎（153m、32階）経過に至るまで、各事業をわかりやすく紹介されました。

小泉課長は、まず、「衣食住で住は一番大切」という言葉で始まり、住宅は街づくりの基本の「点」であり、点と点が集まるとやがて、点が線へ、線が面へとつながっていき、街や村へと展開していくことが話されたことは小泉課長の住宅への思いが伝わってくる言葉でした。

また、『マユちゃん家』ができる過程を話され、専門家に徹しないよう、マンガ化し、「やさしく、やさしく書いた」ことや「明日はわが身」を意識して書かれたことを、エピソードを折り込みながら語っていただきました。そして、群馬県の住宅事情や公営住宅の取り組みや街づくりにおける住宅行政について、「行政は種蒔き。甘い種を蒔かないと、街が活性化しない。」と提言されました。その他、バリアフリー住宅、シックハウス予防、子供たちへの住教育など、短時間にエッセンスをたくさん盛り込んだお話でした。

次に、「前橋在宅ケアネットワークの会」の理事であり、前橋市役所の保健婦である、高野みどりさんから、会の活動経過と現在の主な活動について報告がありました。

会の発足は8年前であり、在宅で寝たきりの方にどのようなサービスができるかを検討することを契機に、地元の開業医やボランティア、行政関係者からなる有志18名でスタートした

そうです。そして、毎月の例会で個々の事例のサービス対応について検討し、事例を積み重ねながら、ネットワークサービスを拡大してきたとのこと。また、会員も今年度は300名を越え、NPOも取得したことなどが会の経過として報告されました。

会のスタンスは、“市民の立場で考える”ことであり、現在の重点項目は①高齢者のふれあいの場づくり、②元気な高齢者が一緒に住むグルーピング構造、③自立者への家事援助、④ボランティアのコーディネイトなどが紹介されました。そして、最後に高野さんが感じていることとして、市民団体と行政との連携の中で、運営基盤や有償ボランティア対応などが課題であると報告されました。

続いて、「群馬建築士会前橋支部女性部高齢者住宅研究会」のお二人から、ご報告いただきました。この研究会は、前述の「前橋在宅ケアネットワークの会」及び前橋市高齢福祉課と密接な立場にあり、特にリフォームヘルパー制度への協力には、欠かせない存在です。

まず、女性部代表として、永田美代子さんから研究会の発足からリフォームヘルパー制度を利用した在宅高齢者の住宅改善事例について、研究会で事例毎に改修前と改修後の現場風景の写真や見取り図を掲載した「前橋市住宅改良事業事例集」（平成7・8年度版、平成9・10年度版）を回覧しながら事例紹介がありました。この中で、住宅改善事例としては、75歳の女性で左上下肢障害をもち車イス使用の方が、寝室及びトイレの設置要望に対応した住宅改善が紹介されました。なお、リフォームヘルパー制度の利用状況は、平成5年当初は年間10件程度であったが、最近では年15件程度に微増し、3名の登録建築士で対応していることが報告され、リフォームヘルパー制度の市民の要望や介護予防としての住宅改修事業への発展が期待されることが述べられました。

最後に、「群馬建築士会前橋支部女性部高齢者住宅研究会」の林時江さんから、研究会に今年度発足した「すみか環境研究班」の取り組み状況が報告されました。林さんは、「ハードも大切だが、人が安心して安全で暮らせるソフト面に着目し、特に室内空気は大切な問題」と発言され、シックハウス症候群に焦点を当てて、一般市民及び建築士会を対象に調査したアンケート結果を報告されました。一般市民の調査結果からはシックハウス症状を感じる割合が持ち家になって3～5年の方にみられ、持ち家1年未満の人はシックハウス症候群のことを知っている割合が高く、またその対策として材料に気を使うことや換気をすることなどが具体的にあげられるなど、シックハウスに対して関心が高いことがうかがえたようでした。また、建築士会対象にはシックハウス症候群を誘発する物質や薬剤について知っているかを尋ねたところ、意外に知らない方がいたことが報告されました。そして、今後の会の活動展開として、シックハウス症候群を健常者に周知することや自然素材の良さを紹介していくことが報告されました。

報告後の質疑では、シックハウス対応やリフォームヘルパー制度について質問が集中し、報告者並びに参加者の取り組みや課題などが発言されました。

最後に、鈴木先生から本会のまとめとして、①住まいと健康に携わる作り手（建築技術者）と住み手側（公衆衛生関係者）の連携がテーマであり、お互いの情報を提供することが必要である、②住み手は作り手を知らない現状を踏まえながら、しばらく住んでから起こる問題（シックハウスなど）への対応にもお互いの情報提供が基本となるとまとめられました。

高知県における保健所と学校教育の連携

高知県土佐清水保健所

竹内 ゆかり

高知県では、平成11年度から、保健所が学校と連携して授業を行うという「学校保健連携事業」を始めました。

事業を始めるときの根本的な考え方として、保健衛生を推進するためには、大人になってからではなく、小さいときからきちんとした考え方を作ることが必要ではないだろうか、ということが発端でした。

それには、学校現場を通じて、心身が著しく発達する学童期に、健康づくり、環境保健、動物愛護等の考え方を作るために保健所が積極的に関わっていくことが必要ではないかと認識したことです。

そのベースとしては、すでにそれまでに学校現場と連携して「動物ふれあい教室」として保健所職員が学校に動物を連れて行き、子どもたちに命の大切さを実感してもらうという授業や「環境学習」と題して、河川の中に住む昆虫を捕まえたり、化学的に実験を行ったりして河川や大気の汚染を見る授業、「薬物乱用防止教室」などいくつかの授業は実施していたため、その効果を認識していたことと同時に学校現場にも受け入れる土壌が多少なりとも出来ていたことも挙げられます。

ただ保健所の事業としての明確なものはなく、保健所の担当課員が教育委員会と学校の2者へ体当たりに交渉して実施していたというのが実情でした。

それらをふまえた上で、保健所には、まだまだいろんなことが出来るマンパワーや学習教材があり、それらを活用してもらうためにも、所の事業として取り組もうと、11年度に保健所全体の事業として、立ち上げることになりました。

事業開始にあたって、事業内容を各教育委員会、学校長に送付し市町村にはその写しを送付した後、個別に学校を訪問し、事業の実施を依頼した結果、現在、さまざまな分野にわたって依頼があり順調に連携がとれてきている状況です。

最終的には、学校保健を通じて保護者や地域住民を含めた地域保健へも取り組みが出来るようになればと思います。

課題としては、現在これらの授業が、どちらかという保健所からの一方的なメニューで行われているため、学校側の要望が十分把握しきれていないところがあります。今後、学校側との打合せを十分行い、その意見や要望を取り入れたメニュー作りをし、また、授業や教材の充実に実施者や教諭、生徒の意見もフィードバックして再検討をし、保健所・学校・生徒・保護者にとっても、より良い事業にしていくことが必要だと思っています。

高知県の取り組みについて（竹内さんの活動の補足説明）

国立公衆衛生院 建築衛生学部

松本 恭治

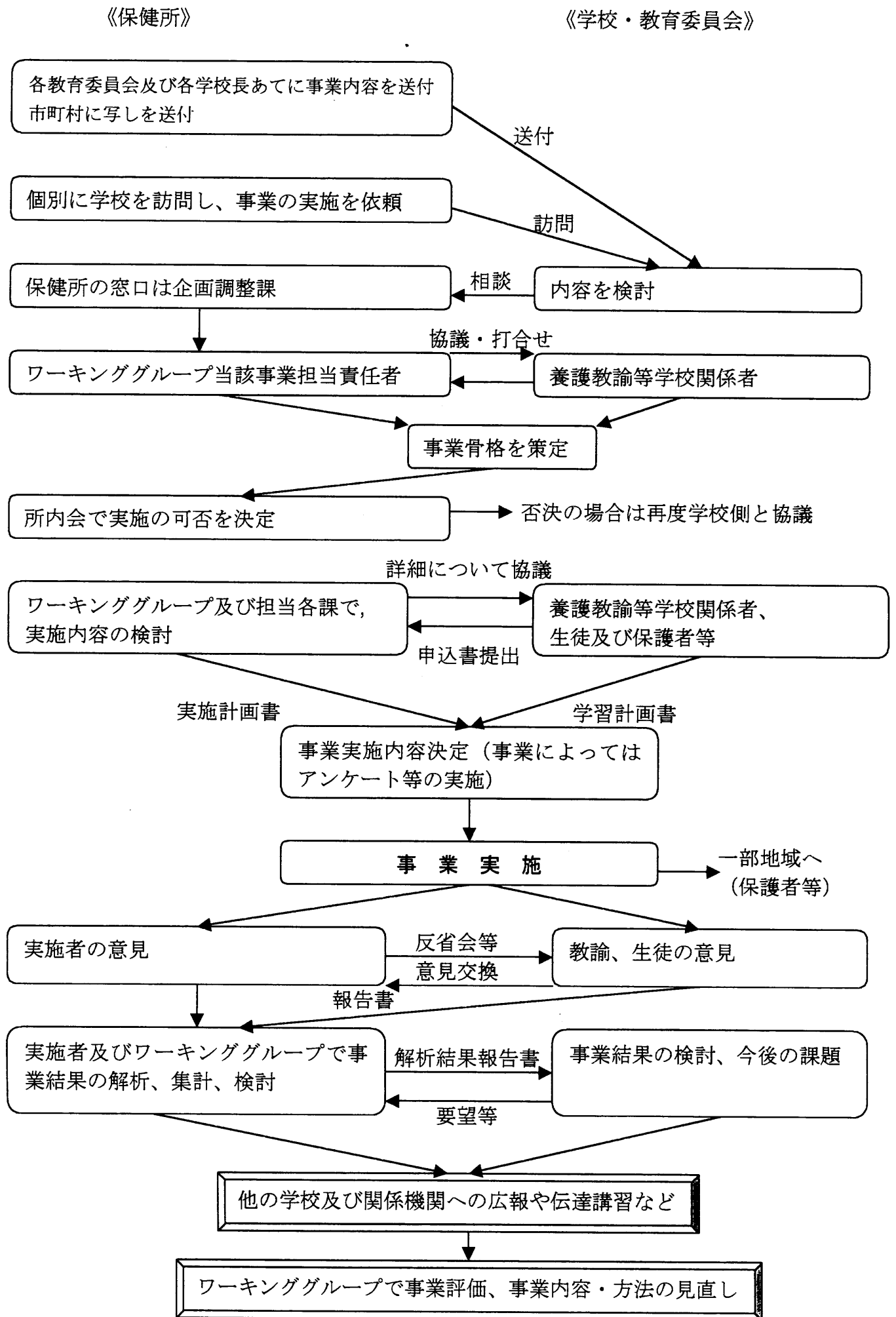
小・中・高の学校教育に環境・福祉・情報を取り入れる動きは各地で始まっていますが、学校の先生方からは教えられないとの悩みを時々聞きます。いずれも近年になって社会が必要としてきた分野ですから、変化も激しく昔の教育を受けただけの先生では、知識も経験も乏しいのが現状だからです。勿論新しい問題に取り組む熱心な先生方も多いのですが、学校の中の、同一職種の間関係の中に縛られながらの教育では新しい分野を分担するのは負担が大きすぎるものと考えられます。社会の変化・必要性に教育が対応していくためには学校教育をサポートする社会的仕組みが必要で、特に学校の先生方が苦手とする分野では、学校外からの専門家の応援が必要と昔から感じていました。以前東京の町田市で小学生相手に大工さんがボランティアで1日教師が実施されましたが、プロの腕、職人の誇りに触れて、小学生が目を輝かせて聞き入ったと聞いています。本当は魚屋さんでもパン屋さんでも良いのですが、多くの学校では、関心を持たせる教育より、知識を詰め込む教育のほうが父兄の評判が良いため、このような時間を割くことが困難なようです。探究心を醸成できない単なる知識偏重教育は結局記憶にも残らないのは多くの方が経験しています。

ところで、私は高知県で竹内さんの車に乗せてもらった時に、竹内さんの口から高知県の保健所が学校保健事業に組織的に取り組み始めたことを伺いました。学校保健事業は、学校教育を外部から組織的にサポートする仕組みで大変興味深いもので、早速こちらから勝手に高知県の代表として竹内さんに原稿執筆を依頼しました。

もとより保健所は現場に直接出向いて監視・相談・助言する機会が多いため専門的体験・専門知識の宝庫です。相談・助言をするためにパンフレット・ビデオなどを揃えている保健所は多いものの、学校保健事業にそれらを積極的に役立てているところは少ないようです。竹内さんがまとめて送って下さった資料は①パンフレット・ビデオ等教材の貸し出し、②教員等指導者向け保健所職員の講師派遣、③生徒向け職員講師派遣、④文化祭等職員派遣（先生が主体で保健所職員が補助）の4部構成となっています。126のメニューには、内容、時間、対象者が明記されていますので、学校は状況に応じた選択が出来るようです。ビデオ貸し出しだけで90本近いメニューが用意されていますが、今後さらに増えるようです。紙面の都合上、上記②及び③の進め方のフローチャートを掲載するにとどめますが（5ページ）、学校で授業を実施するには対象の関心と理解力に合わせた慎重な事前打合せが重要なようです。竹内さん自身は四万十川の水を生徒と一緒に汲みに行き、教室で汚染状態を生徒と一緒に分析したこと、豚舎のし尿処理の現場を見せ授業したこと、生徒が生き生きして観察していたことを語ってくれましたが、語る竹内さんも楽しくてしようがないと言う雰囲気でした。関心を持たせる教育ができたこと、プロの誇りを伝えられたこと等の満足感が感じられました。教える側も多くの点を学び取る喜びがあるようです。

今回の竹内さんの報告は主に環境教育ですが、福祉・情報等のほかの分野でも応用可能です。学校の先生だけが教育する従来の仕組みには既に無理が生じていると思います。学校の先生が

保健所職員派遣事業のフローチャート（生徒向け授業・教員等指導者向け授業）



知らないこと、体験できないことがあって当然なのですが、これまでは時間がない、必要がないとかの理由で表面化させてこなかったのです。お茶を濁した授業では生徒の学習意欲・探究心を育てることはできません。外部の専門家が生徒にインパクトを与えることで関心を育てる授業が出来れば、知識は後からついてくるはずです。そんな専門家を連れてきた先生の株も上がります。ひょっとしてクラスから将来環境衛生を志す生徒が一人生まれるだけで保健所は社会の大きな存在となるのです。みなさん高知県の取り組みをぜひ参考にしてください。

事務局だより

突然のお知らせで恐縮ですが、事務局である、国立公衆衛生院 建築衛生学部 住宅衛生室長の 松本 恭治 先生が、平成13年3月をもって、退官されることになりました。

今後は、高崎市の国際健康福祉大学の教授として、ご活躍される予定です。

「住まいと健康フォーラム」の設立者である松本先生が、事務局の公衆衛生院を離れることは、フォーラムにとって大きな痛手ですが、引き続きフォーラムの活動をご支援いただきたいと思えます。

なお、退官にあたって、「住まいと健康フォーラム」主催の、特別講演とお祝いの会を行う計画をたてています。

日程は平成13年4月19日(土)の午後から夜を予定しております。

会員の方には、詳しい時間、場所を追って通知いたします。

日程を確保していただき、会員の皆様のご参加をお願いいたします。

今回の送付から、会費未納入のため、一部会員の整理を行いました。

お知りあいで、ニュースが届かないという方がいらっしゃれば、その旨をお伝えいただきたいと思えます。

なお、会費は納入してもニュースが届かないという方をご存知であれば、事務局にご連絡ください。

名簿整理もボランティアをお願いしています。一部連絡がいきとどかない点もありますが、よろしくご理解をお願いいたします。

グループ活動の補助金は今年度もまだ2団体にしか交付していません。単発的な活動に使っていただいても結構ですので、ぜひ活用してください。

事務局

〒108-8638 東京都港区白金台4-6-1

国立公衆衛生院 建築衛生学部 住宅衛生室 松本 恭治 鈴木 晃

TEL 03-3441-7111 内277 FAX 03-3446-4723

★事務局不在のことが多いので、ご連絡はなるべくFAX でお願ひします。